

# 厚生委員会会議録

平成23年12月14日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:05

## 案 件

1. 議案第 84号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  2. 議案第 85号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
  3. 議案第 86号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
  4. 議案第 89号 平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
  5. 議案第104号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
  6. 議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
  7. 議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
  8. 議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
  9. 議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
  10. 議案第119号 財産の譲渡(津原保育所)
  11. 請願第 4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願
- ## 報告事項
1. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(原案)に関する意見募集について  
(介護保険課)

---

## 委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第84号 平成23年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。健康増進課長。

### 健康増進課長

「議案第84号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の113ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1154万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億5266万7千円と定めるものでございます。今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を試算し、歳入歳出において増減をいたしております。

124ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1225万円の増につきましては、人件費等の増によるものです。

126ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、9月までの実績から3月分までの見込みを推計し、試算いたしております。被保険者及び一人当たり医療費の増加により3億268万9千円増で計上いたしております。

2款保険給付費、2項高額療養費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、8626万5千円増の11億6596万9千円を計上いたしております。

127ページをお願いします。3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、128ページの5款老人保健拠出金、6款介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金への23年度の納付金や負担金、拠出金の額が確定しましたので、その金額にあわせて補正をいたしております。

130ページをお願いします。10款諸支出金につきましては、22年度の国庫負担金等の

超過負担分を返還するものでございます。

次に、歳入の方になりますが、118ページをお願いします。歳入予算の主なものについてご説明をいたします。1款国民健康保険税、2項国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から推計し、当初予算額24億9276万円から約0.9%増の25億1407万6千円を計上いたしております。これは、療養費の方でも言いましたとおり被保険者の増加によるものではないかと考えております。

120ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、歳出予算の一般療養給付費及び一般高額医療費の増額に伴い増額補正を行うものでございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金につきましては、歳入不足分の財源調整をしていましたが、今回基金の取り崩し及び前年度繰越金が発生のため減額になっております。4款療養給付費交付金につきましては、歳出予算の退職療養給付費及び高額医療費の増額、平成22年度の未交付分4480万1千円の交付により、増額補正を行っております。5款前期高齢者交付金につきましては、23年度の交付額が確定しましたので3億9472万7千円の減額補正をいたしております。

121ページをお願いします。6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、国の負担金と同様に歳出予算の増に伴い増額補正を行うものでございます。7款共同事業交付金、1項共同事業交付金につきましては、国保連合会からの数値を基に7220万6千円の増額補正を行っております。

122ページをお願いします。9款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金及び普通交付税の係数変更による財政安定化支援事業繰入金等の減額のため、2423万9千円の減額補正を行っております。同款2項基金繰入金につきましては、財源調整のため基金の全額を取崩すものでございます。10款繰越金につきましては、22年度の繰越金を計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。江口委員。

江口委員

130ページの諸支出金の中の療養給付費等国庫負担金返還金1億5700万円強の分が上がっているんですが、これについてもう少し詳細について教えてください。

健康増進課長

療養給付費国庫負担金につきましては、概算で国のほうから補助金をいただくようになっています。これが平成22年度分になりますので、22年度中の医療費の増加分を見込んだところ、現実にはそこまで伸びなかったために最終的には返還金が生じるというようなこととなります。それと平成22年度は国のほうで予算が余るということで、5%ほどの調整の中で多めにもらってきた部分もございまして、そこが今回1億5700万円というような高額な返還金が生じているということになっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第84号 平成23年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につい

ては、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第85号 平成23年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。介護保険課長。

介護保険課長。

「議案第85号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の135ページをお願いいたします。今回の補正は、全費目について見直しを行い決算見込みにより補正を行うものでございます。第1条第1項で介護保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ4507万1千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ113億6858万円に同条第3項で介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ99万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1309万3千円にしようとするものです。補正の内容につきましては、保険事業勘定の歳出から事項別明細により主なものについて説明いたします。

補正予算書の144ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の106万9千円の減は、主に人件費の減によるものです。同ページの同款3項、介護認定審査会費につきましては、次ページの2目認定調査費等において審査件数増による主治医意見書等作成手数料の増等により増額となっておりますが、1目の介護認定審査会費におきましては、上半期の実績から審査会経費を決算見込み額により減額いたしております。

次のページの146ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1億9911万3千円の増額から148ページの一番下段でございしますが、6項その他諸費、1目審査支払手数料89万9千円の減額までこれまでが各目の増減補正につきましては、今年度前半の保険給付の実績に応じて給付見込みを保険給付全般にわたり見直し、保険給付費の総額を107億2005万円にしようとするものでございます。

次に149ページの3款地域支援事業費、1項事業管理費、1目事業管理費の298万1千円の減額は、先ほどと同様に主に人件費の減によるものでございます。

次ページの同款2項介護予防事業費の42万2千円の減額は、主に二次予防事業対象者把握事業の決算見込み減によるもので、中段の3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の394万6千円の増は、主に食の自立支援事業の件数増によるものでございます。

次に、151ページの5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の4089万8千円の増は、国県支払基金の介護給付費の負担金の前年度の確定に伴います超過受け入れ分を返還するものでございます。

次に歳入をご説明いたします。140ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2193万4千円の減額は、本算定から決算見込を補正するものでございます。同じページの3款国庫支出金、次のページの4款支払基金交付金、5款県支出金、142ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金までは歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じまして、それぞれ負担割合で増減補正をいたしております。同じページの7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費支払準備基金繰入金で給付費財源の調整を行っておりますが、2223万6千円の増額となっております。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5626万5千円の増額は、前年度繰越金を計上するものでございます。

引き続き155ページから160ページの介護サービス事業勘定につきましては、全体で99万円の減額となっておりますが、これは主に158ページの嘱託職員賃金の減と157ページの介護予防サービス計画費収入の減によるもので、それにあわせて歳入を増減補正いたしております。

以上簡単でございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第85号 平成23年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第86号 平成23年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長

「議案第86号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の161ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2861万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3067万7千円とするものでございます。

165ページをお願いします。歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、人件費等の見直しなどにより276万6千円の減額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3月までの保険料納付見込分及び保険料分の繰越しました平成22年度の出納整理期間の保険料を納付するもので2953万5千円の増額となっております。

164ページをお願いします。歳入の3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の311万9千円の減額と歳入の繰越金の中に含まれております事務費分9万9千円の増額により、321万8千円の減額となっております。4款繰越金は、22年度の出納閉鎖期間の23年4、5月分の保険料2953万5千円及び事務費分9万9千円で2963万3千円の増額補正となっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第86号 平成23年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第89号 平成23年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。高齢者支援課長。

高齢者支援課長

補正予算書 191 ページをお願いします。

「議案第 89 号 平成 23 年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）」の補足説明をいたします。

介護サービス事業特別会計は「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の管理運営に関する予算です。第 1 条において、歳入歳出それぞれ 385 万 7 千円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 574 万 3 千円とするものです。

今回の補正の主な内容は、歳出で運営基金積立の増額、歳入で前年度繰越金の補正となっています。

195 ページをお願いします。補正予算の内容につきましては、歳出から事項別明細書により主なものについて補足説明をいたします。1 款事業費、1 項施設介護サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費の 23 節で、前年度に概算で交付された処遇改善交付金の精算に伴う返還金 40 万 4 千円を補正しています。2 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目特別養護老人ホーム運営基金積立金では、前年度繰越金の増額補正などにより剰余金となる一般財源 373 万 4 千円を基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入であります。194 ページをお願いします。2 款財産収入、1 項財産運用収入の 2 万 2 千円は運営基金の預金利子及び運用収入の増であります。3 款繰越金は前年度繰越金を計上しています。4 款諸収入、1 項雑入は、処遇改善に係る費用を前年度の指定管理料に含めて指定管理者に交付していただきましたので、処遇改善に係る精算に伴い、社会福祉協議会から 30 万 2 千円の返還を受けるものです。

以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第 89 号 平成 23 年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第 104 号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。社会・障がい者福祉課長。

社会・障がい者福祉課長

議案第 104 号「飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の 50 ページをお願いします。本議案につきましては、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み行われた「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、今回本市条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては次ページの新旧対照表で説明いたします。第 4 条で規定する災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限り、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を災害弔慰金の支給対象者の範囲に加えるものです。また、本条例は平成 23 年 3 月 11 日以降に発生した災害にかかる災害弔慰金について適用するものです。

以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第104号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。保育課長。

保育課長

「議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書52ページをお願いします。飯塚市立鎮西保育所は平成25年4月1日より民営化のため、飯塚市立保育所条例より削除するものであります。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。児童育成課長。

児童育成課長。

「議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の54ページをお願いします。この議案は、児童クラブの実施施設の追加、児童クラブの対象学年の見直し及び延長利用の新設を実施するため条例を一部改正するものでございます。

議案書の56ページの新旧対照表をお願いします。第2条では、実施施設は児童センター及び児童館とすとなっておりますが、現在小学校の余裕教室等を利用しておりますので、実施場所として小学校を加えております。また、第3条では対象児童を3学年から4学年に改めております。現在、対象児童は1学年から3学年となっておりますが、実質6学年までを受け入

れております。しがしながら、児童数の増加により実施施設や指導員の確保が困難になってきたことにより、対象児童を1学年から4学年までとし、低学年の受け入れを確保したいと考えております。また、保護者から要望が上がっていた時間延長を実施するため、第4条で児童クラブの実施時間を午後7時まで延長できることを加え、第5条で延長利用料を月額30分500円、1時間1,000円と定めております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。佐藤委員。

佐藤委員

これは文面では3年から4年になったといいように見えるんですけども、実質いまの説明では5、6年生が行かれないようになるというような、市長が認めない場合は行かれないというようなことなんですけども、今の保護者にそういう説明とか意見とか聞かれたでしょうか。お伺いいたします。

児童育成課長

条例改正に伴います保護者説明会を10月27日から11月11日にかけて21カ所で開催いたしました。参加者は合計345名でした。

佐藤委員

その345名が全体の保護者の比率として何%に当たるのか。それとどんな意見が出たのかお伺いいたします。

児童育成課長

約3割程度とっております。意見としましては利用者が少ないところは5、6年生まで制限をしなくても良いのではないかと。それから指導員が不足しているということで有資格者の指導員が集まらないなら無資格でも良いのではないかと。それから夏休みだけではなく冬休み、春休み等も受け入れをしてほしい。児童クラブの延長利用について日割りでも支払いができないかとか、あと5、6年生でも保護者としては1人にするのは不安だという意見が出ました。この説明会を開催するにあたりまして、説明会の概要を記載した開催案内を保護者全員に配付いたしましたので、低学年の保護者の方もお見えになっておりました。

佐藤委員

30%ということですが、他の70%の方々にはどういうふうな対応をしていられるのか。自分も経験があるんですけど、普通の保護者だったらいいんですけど、特に学童保育は共働きの家庭というところで、会合に行きづらい環境にあられると思うんです。自分が行きたいと思っても行けない、そういう方々が70%の方にも多数いらっしゃると思うんで、その辺はいかがなされるのかお伺いいたします。

児童育成課長

説明会の案内を出すときに、この5、6年生を制限するにあたっての趣旨、それから延長保育の内容を説明した文章を案内文書の中に記載しておりましたので、見えないという方は、いま議員がおっしゃるように仕事の都合とかあると思いますけど、ある程度理解されているのではないかとこのように考えております。

佐藤委員

まだ引き続きですね、この条例が通るか通らないか今の時点でわからないと思うんですけど、もし通った場合は引き続き70%の方にも説明していただく。そしてこれから上がってくる人もいらっしゃると思うんですね、保育所の保護者とか、そういう方にも説明を引き続きしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

児童育成課長

もし可決されましたら、ある程度内容を文書で現在来ている方には周知したいと思いますけど、あと入所説明会をするときに概要を説明したいというふうに考えております。

佐藤委員

説明会の中で5、6年生も預かってほしいという意見が出たそうですけれども、なぜ5、6年生まで預けられないのか、教えてください。

児童育成課長

もともとこの入所の制限をした理由ですけど、児童クラブの入所要件は原則1年生から3年生までとなっておりますが、施設に余裕があり、指導員の方の確保もできていたため6年生までの受け入れを行ってまいりました。しかしながら平成18年4月、1,607人だった児童数が、平成23年4月には1,937人、4月下旬には1,990人まで増加いたしました。今まで小学校の協力により余裕教室を活用して受け入れを行ってまいりましたが、小学校では少人数学級や特別支援学級の設置などで、これ以上学校施設を利用していくことが困難な状況になってきております。また指導員が全体で110人を超えまして、教育事務所や近隣の大学、職安あるいは市報等でも求人募集をしているところではありますが、厳しい状況でございます。このようなことから入所対象者を1年生から4年生までとして低学年の受け入れを確保いたしまして、5、6年生につきましては障がいのあるお子さんや校区外入所ですとか距離が遠いとかそういう理由のある方につきましては入所審査会というのを、今回5、6年生を制限するにあたり設置しまして、その中で対応をしていきたいと思っております。あと5、6年生につきましては長期休業日、夏休みには受け入れを行い、安心・安全な児童クラブを運営していきたいというふうに考えております。

佐藤委員

ぜひ努力していただきたいんですが、ただ努力するにしても施設の面はまだ努力しなければいけないと思うんですね。学童保育所の意義を考えれば、やっぱり働きやすくするため、これだけ世の中が不況で、2人とも働かないといけないという世の中で今から増えるであろうと思われるのに、場所を努力しないということは、私はいかがなものかなと思います。あとは要望にしときますけども、この条例は条例でいいと思うんです。ただ引き続き場所の確保、児童数に対してその学校の学童保育所の人数は比例してないと思うんです。ばらばらだと思うんですね。これから統廃合して、児童数も小学校あたり変わってくる場合があります。空き教室等々はやっぱり教育委員会と話ができると思うんです。できないのであればやっぱり努力されないといかん。その分保護者に負担を求めるなら求めても、私はいいいんではないかと思っておりますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。江口委員。

江口委員

いま5、6年生についての対応に関してはお話がありましたが、それ以外にも数点要望、保護者のほうからお話がありますよね。それについてはどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

児童育成課長

有資格者が集まらなければ無資格者でもいいのではないかという話でありますけど、市といたしましては、国の定めますガイドラインにも有資格者が望ましいというふうにあります。市としても委託するうえでは有資格者の方、保育士や教員免許を持ってある方が良いというふうに判断しております。それから夏休み以外、春休み、冬休みに関しましては、夏休みに関しては40日間ありまして非常に長いということで、保護者の方が一番心配されるであろうということではありますけど、年末年始に関しましては保護者等の休暇等もありまして実質の日数が短いということ、あと4年生から5年生になられるときは、4年生の間は3月31日までは



4年生として受け入れ、4月に入ると実質始業式が5日ですので、3、4日しかございませんので、夏休みだけの利用をお願いしたいということを言っております。それから、あと児童クラブの延長利用料の日払いですけど、現場の方、指導員の方の負担も軽減するという意味で、日払いよりも定額のほうが良いのではないかとこのように考えております。あと5、6年生でも1人にするのは不安だということもございますが、子どもたちも自立していく時期でもございますし、親子で話し合われてルール等を作っていただいて留守番ができるように、それから児童館等を利用されてはいかがでしょうかというふうに言っております。

江口委員

まずですね、その手前にもう1個ありましたよね。利用者が少ないところは、5年生、6年生でも預かっていただきたい。これについてはどうなります。

児童育成課長

実際、指導員の確保ができないというのが一番の問題でございますので、その開設している場所、場所ではなく、市全体として指導員とかも配置しますので、多い少ないにかかわらず市全体で取り組みたい。あるいは学校間の格差が出ないようにしたいと思って、実質、利用者の少ないところでも制限をしたいというふうに考えております。

江口委員

これ定員があるわけですね。そしたらそれに見合った指導員を置くわけでしょう。そして余裕があるのであればそのところに関しては引き受けるべきだと思うんですが、改めてその点については考えていただきたい。考えていただきたいとなぜ言うかという、これはあくまでただし書きの運用ですね。この5年生、6年生に関しては。課長そうですね。

児童育成課長

そのとおりです。

江口委員

であるならば、そこで閉ざすようなことをおっしゃられずに、改めてその部分をどうするかを検討すべきだと思うんです。先ほど施設の話がありました。余裕教室がないので学校のほうからも厳しいというお話ありましたが、その部分に関しては佐藤委員が言われたように、教育委員会と改めて協議をすべきだと思います。何よりも今回の条例改正に関しては、この3年生から4年生に改め、そして延長料金をというところなんです、延長についてはともかく、利用される子どもたちに関しては、現状は1年生から6年生まで基本引き受けてましたよ、ただし書きの運用でやってましたよということですね。それを4年生までそれはただし書きではなくて、正式なところで4年生までやると。5年、6年に関してはただし書きのままのわけですよ。その中でできる分もあります。そして先ほど指導者について有資格者が良い、それは国のガイドラインでも望ましいとなっているからとありました。ただこれはあくまでガイドラインであり、これも望ましいであります。と考えるならば、どちらが大切なのかだと思うんです。この地域の方々がやっぱり安心して預けた中でどうしても厳しい状況があるから働きたい。働くにあたって子どもが心配である。そこに対してこの地域はただし書きの運用というような形で、非常に他と比べても努力をしてきた地域であります。その部分を延長料金をつくるから、そしてまたそこでも費用がかかるんで、また施設ないし有資格者が足りなくなったので、果たしてここで5年、6年生は原則受け入れないんだと、障がいのある方、そして校区外の方々に絞るんだというやり方が本当に良いのかどうか、先ほど課長は説明会に来たのは3割だった。残る7割については、説明会に来なかったということは原則それを受け入れたと考えると言われましたが、それは大きな間違いだと思います。来たくても来れなかった方々、当然そう考えるべきでしょうし、その中で来られなかった方々の中にも反対の方でそうやってやっていただきたいと思う方は多くおられるということは、当然のことながら推測しなくてはならないと思います。とするならばこの部分に関して、先ほどの指導者の面、そして施設の面、大き

な理由はその2つですよね。であるならば、このただし書きの運用については、いま言った部分でかたくなにというのを撤回されて、改めて保護者の方々、地域のご意見も含めて考える必要があるのではないかと思います。また財源のことがあるので、そうそう拡大もできないんだと言われるのであれば、その限られた財源の中で、例えば市の持ち出しはこれだけです。これから、ぎりぎりでのこのくらいしか出せない。その中で子どもさん方にどうやってサービスを提供していくか、ここまでやりたいので、申し訳ないけれど料金についてここまでちょっと上乘せをさせていただけないか、そうすると5年、6年まで含めてきちんとやれるんだと、今までと同じような運用がやれるんだということも考えていいのではないかと思います。改めてお聞きいたしますが、このただし書きの運用についてもう一度考えていただきたいと思いますが、そのお考えはありませんか。

児童社会福祉部長

今の2点についてお答えいたします。まず先生について、今、幼稚園、保育所、あと学校の先生の免許を持っている方というふうに限定しています。これについて、先生の数がいま現在116名ぐらいで止まっておりますけど、なんとか先生の数を増やさないといけないということでハローワークなんかにも行っておりますけど、その中でも先生とも協議しました。免許が要らない方でどうにかできないかと、私たちがいろんな協議をした中でやはり先生たちの話を聞くと、国のガイドラインはそうなっていると、いま委員おっしゃいましたけど、それでもまず先生を確保することが大事だということで考えましたけど、やっぱり子どもたちにまずちゃんとしつけを教えたり、ちゃんと勉強したりするのを、やっぱり先生同士がいろんな知識を知ってないと困ると、それで最低でも今のままで維持してほしいという、全くそういう専門ではない方ではちょっと困るということになっております。それでただ子ども預けて見ていれば良いということではありませんので、私たちがそのことで先生と一緒に会議した中で決めてます。それでもう1点、確かに保護者のほうからここは余裕があるから、5、6年生まで見てくださいという話がありましたけど、来年になって、たくさん入ってきて、どうなるかもわかりません。それとあそこのクラブでは5、6年生が見れる。ここでは5、6年生が見れないとかいう話にはなりませんので、保護者の方にはご理解していただいた中で、5、6年生については受け入れをしないと、ただ先ほどから課長が言っておりますけど、その家庭で事情がありますので、それを聞いた中で、その事情に基づいて5、6年生を受け入れるということで、保護者の方には親切にご説明してまいりましたので、ご理解いただいておりますけど、先ほど佐藤委員からもありましたが、あと7割の方には、これがもし決まりましたら保護者の方に、文書になりますけどご説明したいと考えています。

江口委員

今のお話ですと、ただし書きの運用の変更についてはもうその通りだと。もう議論の余地がないというお話なんですけど、であるならば、私どものほうは更なる条例改正を考えなければならぬのかなという気もいたします。保護者の方々ないし市民の方々からすると、果たしてそれが正しいんだろうか、今のお話が。片方ではお子様を預かる事業、ファミリーサポート、ファミサポやりましたよね。ファミサポでおまかせ会員、何も教師の免許、保育士の免許を持っておられる方ではないわけでしょう。例えばこのファミサポのおまかせ会員の講習が終わった方については、入っていただくことも考える等々やり方はあると思うんです。再度お聞きいたしますが、そういったものを含めて考え直すことはないのか。どうでしょうか。

児童社会福祉部長

いま委員お尋ねのファミサポについては、基本的にはお子様を預かるということで、保護者が来るまで預かっているということですよね。学童保育事業クラブについては預かる事業ではなく、その中で学習を教えたり、いま3世代交流の中でも発表会をやっておりますけれども、子どもたちにいろんなことを教える事業がありますので、やはり免許のない方というのは、私

どもとしては先生と話した中でも免許を持ってる方と、広げるとしたら看護師の免許とかそういうことは考えてますけど、やはり何かの免許を持ってる方というふうに考えております。

江口委員

いま看護師について1つ広がるかもしれないということが出てきました。改めてその部分について、看護師以外についても再考が必要だと思っています。それは例えばファミサポの会員さんであるでしょうし、例えば教育学部に行っておられてこれから教師になりたい、または保育士になりたい、このエリアの中、飯塚市内の中にも保育課がございます。そこで学んでいる学生でお手伝いをやりたいという方がおられればお願いをすると、そういった分を合わせて考えていくと、もっとその分は実り多いものになる。メインで対応する方々は有資格者の制限をつけていく。そしてそのサポートに回られる方々はそうではないけれど、やはりその点、一定程度の思いがあってスキルを持っておる方という組み立てであれば人員の確保もできると思います。その点について考えていただきたいと思っています。なにもこれは直営でやっているわけではなく、青少年健全育成会のほうに委託でやっているわけですよ。もちろんそちらのほうでも議論をしていただかなくてはならないと思いますし、それについて市のほうもかたくなにするのではなく、どちらのほうが大切なのか、保護者のニーズは本当に学習を教えてほしいといった部分なのか、それともまず第1は、厳しいんだけどどうしても働かなくてはならないから、子どもたちがその間、安心してお任せできる場所があってほしい。そちらのほうは私は保護者の願いであると思います。だからこそそれに対応してきたのが、今までの飯塚市だったと思ってます。そのことを考えまして、改めてやっていただきたいということだけお話をしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。高齢者支援課長。

高齢者支援課長

議案書57ページをお願いします。「議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」の補足説明をします。

飯塚市特別養護老人ホーム条例中に介護保険法の条を引用していますが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部改正がされましたので、本条例の一部改正を行うものです。

議案書59ページをお願いします。新旧対照表で説明をさせていただきます。介護保険法等の一部改正により、介護保険法の「本則中の条の繰り下げ」が行われましたので、条例第3条第1号及び第2号中の条ズレによる字句の改正おこなっています。また、第3号に介護予防短期入所者生活介護事業、いわゆるショートステイにつきましては、要支援1・2の方もショートステイが利用できるように、法第8条の2第9項に規定されている、介護予防短期入所者生活介護事業を追加し、第3号の追加に伴い、別表に介護予防短期入所生活介護事業分を追加し

たものです。条例の施行期日は平成24年4月1日からとしております。

以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長

「議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

議案書の60ページをお願いいたします。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

62ページをお願いいたします。飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例第13条を第1条関係と第2条関係の2段階で改正をしています。これは施行日の違いによるものでございます。まず、第1条関係では、障害者自立支援法第5条第5項の前に1項が加わることから、第13条第1項において、障害者自立支援法「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に、「同法第5条第22項」を「同法第5条第23項」に改め、同法附則第4条については平成18年9月30日までの規定となっておりますので今回削除するものでございます。

第2条関係では、平成24年4月1日からの改正として、障害者自立支援法第5条第8項が削除されることから、第13条第1項において、「同条第13項」を「同条第12項」に、同条第17項の次に5項が加わることから、「同法第5条第23項」を「同法第5条第27項」に改めるものです。また、同法附則第41条第2項及び第58条第2項の規定は平成24年3月31日までとされたことから文言を削除いたしております。第13条第2項につきましては、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち「知的障がい児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重度心身障がい児施設」が「障がい児入所施設」に改められ、また、同法7条第6項が削除され、同法第6条の2第3項として追加されることなどから文言の整理をいたしております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第119号 財産の譲渡(津原保育所)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。保育課長。

保育課長

「議案第119号 財産の譲渡(津原保育所)」について補足説明をいたします。

議案書90ページをお願いいたします。91ページには、津原保育所位置図、92ページには、平面図を添付させていただいております。

財産処分の内容といたしまして、譲渡する財産津原保育所園舎、所在地飯塚市津原663番地15、構造鉄筋コンクリート造、平屋建、床面積450.36平方メートル、譲渡の相手方福岡県飯塚市阿恵1145番地、社会福祉法人 いしづえ会 理事長 吉村 敏男氏であります。

なお、無償譲渡の決定にあたりましては、飯塚市財産管理審議会および附属機関である公立保育所運営検討委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。また物品、遊具及び備品については、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。土地については保育所運営を安定的に継続するために、有償貸付で考えております。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第119号 財産の譲渡(津原保育所)」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）に関する意見募集について」報告を求めます。介護保険課長。

介護保険課長

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）に関する意見募集について」報告いたします。

第5期「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、飯塚市高齢社会対策推進協議会において、事業計画の調査協議が行われていますが、よりよい計画としていくため、現時点での計画原案の内容を公表し、広く市民の皆様からの意見募集を行うものです。この意見募集の取扱いにつきましては、市報12月号や市のホームページに掲載しており、平成23年12月9日から平成24年1月10日までの期間において、資料の内容を市のホームページ、本庁介護保険課、各支所市民窓口サービス課にて閲覧することができます。また、募集期限につきましては、平成24年1月10日となっております。寄せられたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類したうえで、十分に考慮しながら事業計画を決定し、意見に対する回答を資料の閲覧場所で公表する予定となっております。委員の皆様におかれましても、ご意見等ございましたらお寄せいただきますようお願いいたします。

以上簡単ではありますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。